

資料

昭和五年ごろの校内事情を知る意味で、ここに当時の資料を取録する。

「岩手中学校学則」では、剣道か柔道のどちらかが必修だったこと、入学料、授業料の桁が違うことなど、相違点が分かって興味深い。

また、初期の「石坂会則」は、生徒と職員がともに会員になり、学校長、首席教諭が、それぞれ会長、副会長、部長も職員がなるなど、学校ぐるみの組織となっている。

財団法人 岩手中学校学則

(大正十五年四月制定)
(昭和五年三月改定)

第一章 総則

第一条 本校ハ中学校令第一条ニヨリ男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ爲スヲ以テ目的トシ特ニ国民道德ノ養成ヲ其教育ノ主眼トス

第二条 本校ノ学級ハ本科五学年トス

第三章 学年、学期、式日及休業日

第三条 学年ハ四月一日ニ始まり翌年三月三十一日ニ終ル

第四条 学年ヲ三学期ニ分ツ

第一学期 自四月一日至八月三十一日

第二学期 自九月一日至十二月三十一日

第三学期 自一月一日至三月三十一日

第五条 式日ハ左ノ如シ

一、入学式

一、三大節並明治節、拜賀式

一、本校創立記念式

一、卒業式

第六条 休業日ハ左ノ如シ

一、日曜日

一、大祭祝日

一、創立記念日

一、夏期休業 自八月一日至八月三十一日

一、冬期休業 自十二月二十五日至一月十日

一、学年末休業 一週間

第三章 学科課程及毎週教授時数

第七条 本校ノ学科課程及毎週教授時数ハ中学校令施行規則第十四条ノ定ムル所ニ依リ

別表ノ通り彼此増減シテ之ヲ実施ス

(学科課程及び毎週教授時数表省略)

第八条 本校ノ外国語ハ英語トス

第九条 本校ノ体操中二時間ハ剣道柔道二限リ生徒ニ対シテ其一ヲ課ス

第四章 課程ノ修了及卒業ノ認定

第十条 各学年末ニ於テ生徒ノ学業成績ヲ考査シ其学年課程ノ修了又ハ卒業ヲ認定ス

第十一条 各学年ノ課程修了ハ当該学年ニ於ケル(一)勤惰(二)努力(三)参考成績ヲ考査シテ之ヲ認定ス

但シ学科科目ノ種類ニヨリ試問ヲ行ハサルコトアルヘシ

第十二条 卒業成績ハ在学中ノ学業成績ヲ考査シテ之ヲ定ム所定ノ全学科ヲ履修シ卒業シタル者ニハ卒業證書ヲ授与ス

第十三条 参考成績ハ臨時及定期二行フ口答並筆答試問ニヨリテ之ヲ作製ス

第十四条 学業成績ハ科目別ニシテ之ヲ表示シ平均評点を算シ各十ノ点ヲ以テ最高

定トス而シテ其ノ標準ヲ左ノ如ク定ム

各科目評点合格標準 六点以上

平均評点合格標準 六点以上

第十五条 成績考査ニ関スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第五章 入学、在学、転学、休学、退学及除名

第十六条 入学許可ハ学年始ヨリ三十日以内ニ於テス

但シ、補欠入学ヲ許ス場合ハ右期間ノ外ハ第二学期始ヨリ十日以内ニ於テス而シテ募集学年並ニ定員ハ其都度之ヲ発表ス第五学年ニハ入学ヲ許サス但転入学又ハ再入学(当該学年ニ於テ退学シタルモノ)ハ此限リニアラス

第十七条 入学志願者ノ手続及選抜方法ニ関スル規定ハ毎年別ニ之ヲ定ム

第十八条 入学ノ許可ヲ得タルモノハ定ムル期間内ニ次ノ手続ヲ爲スヘシ

一、宣誓ヲナスコト

二、保証人二名連署ヲ以テ本校所定ノ在学證書ヲ差出スコト但シ保証人一名ハ保護者トシ其ノナキ者ハ代リテ其ノ責ニ

任スヘキ者タルヘク一名ハ盛岡市又ハ盛岡市附近ニ定住シ一家計ヲ立ツル成年者タルヘシ

三、半身写真

前項ノ手続ヲ了セザル者ニハ入学許可ヲ取消スコトアルヘシ

第十九条 在学ノマ、他ノ学校ニ入学ヲ出願セントスルモノハ保証人連署ヲ以テ予メ学校長ノ許可ヲ受クヘシ

第二十条 在学中身分上ニ異動アル時ハ其ノ都度直チニ届出ツヘシ

第二十一条 転学ハ関係中学校長ノ協議ニヨリ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第二十二条 疾病又ハ已ムヲ得サル事故ニ由リ三個月以上修学スル能ハサル見込ノ者ニシテ其ノ事由ヲ詳記シ保証人ノ連署ヲ以テ休学ヲ願出ツルトキハ詮議ノ上之ヲ許可スルコトアルヘシ但シ疾病ノ場合ニハ医師ノ診断書ヲ添附スヘシ

第二十三条 休学ハ当該学年間二限ル其ノ次年度ニ亘ルヘキモノハ更ニ手続ヲスヘシ

第二十四条 疾病又ハ已ムヲ得サル事故ニ由リ退学セントスル者ハ其ノ事由ヲ詳記シ保証人ノ連署ヲ以テ願出ツヘシ但シ疾病ニ依ルトキハ医師ノ診断書ヲ添附スヘシ

第二十五条 願ニ依リ退学シタル者退学シタル時ヨリ一箇年以内ニ於テ再入学ヲ願出ツルトキハ第二学年以上ニ限リ詮議ノ上無試験ノ入学ヲ許可スル事アルヘシ

第二十六条 左ノ各号ノ一ニ該当スルモノハ諭旨シテ退学ヲ願出テシム

一、懶惰ニシテ修学ノ志操ヲ欠クト認メタル者

二、性行粗慢ニシテ改善向上ノ志氣ヲ欠クト認メタル者

三、引続キ授業セザルコト一箇年以上ニ及ヘル者

四、正当ノ理由ナク又届出テスシテ引続キ一箇月以上授業セザル者

五、授業不常ナル者

六、不都合ノ所爲アリ退舍ヲ命セラレタル者

第二十七条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ之ヲ除名ス

一、前条ノ諭旨後一ヶ月ニ及フモ猶退学願ヲ差出ササル者

二、授業料及其他ノ義務金費ノ滞納一ヶ月以上ニ及フ者

第二十八条 退学又ハ除名ニ関シテハ臨機ノ取扱ヲ爲スコトアルヘシ

第六章 懲戒及賠償

第二十九条 本校命令又ハ訓育ノ趣旨ニ違背シ生徒タル本分ヲ失シタルト認ムヘキ行爲アル者ハ学校長之ヲ懲戒ス

懲戒ハ之ヲ分チテ戒飭停学及退校トス

退校ニ処セラレタル者ニ対シテ状況ニヨリテ其執行ヲ猶予スルコトアルヘシ

第三十条 校舍校具等ヲ故意ニ毀損又ハ遺棄シタル者其ノ一部若クハ全部ヲ賠償セシム

第七章 検定料、入学料、授業料其他

第三十一条 入学志願者ハ願書ニ添ヘテ検定料金式円ヲ納付ス可シ

第三十二条 入学ノ許可ヲ得タル者ハ指定セラレタル期日迄ニ入学金金壹円ヲ納付スヘシ

正当ノ事由ナクシテ前項ノ手続ヲ了セザル者ニ対シテハ其ノ入学許可ヲ取消スコトアルヘシ

第三十三条 転入学ノ場合ニハ検定料及入学料ニ準スル手数料金參円ヲ納付スヘシ

第三十四条 授業料ハ第一学年金四拾九円五拾銭トシ左ノ三期ニ分チ毎学期始メノ月ニ於テ徴収ス

第一学期 拾八円 第二学期 拾八円 第三学期 拾參円五拾銭

毎月分納セントスル者ハ月額金四円五拾銭ヲ其ノ月二十五日迄ニ納付スヘシ

第三十五条 中途入学者ニ対スル授業料ハ入学金七円ノ属スル月分ヨリ之ヲ徴収ス中途退学者ニ対スル授業料ハ退学ノ日ノ属スル次月分ヨリ之ヲ徴収セス

第三十六条 授業料ハ欠席停学休学等ノ爲ニ之ヲ免除スルコトナシ

第三十七条 既納ノ検定料、入学料、手数料、授業料ハ何等ノ事情アルモ之ヲ返付スルコトナシ

資料

第三十八條 授業料ノ滯納翌月五日ヲ越ユルトキハ父兄若クハ保証人ニ通知ノ上登校ヲ停止シ其ノ後高ホ一ヶ月ニ及ビタルモノハ学籍ヲ除ク

第八章 寄宿舎及通学
第三十九條 生徒ハ自宅通学トス

第四十條 通学ノ爲ニ下宿所ヲ要スル者ニ対シ生徒寮舎ヲ設ケ寮舎ニ入舎セシムベキ者左ノ如シ

一、本校附近ニ下宿ス可親族ヲ有セサル者
二、特ニ入舎ヲ希望スル者
三、前項以外ト雖モ本校ニ於テ其ノ必要ヲ認ムル者

第四十一條 入舎ノ際ハ本校所定ノ在舎證書ヲ提出スヘキモノトス

第四十二條 不都合ノ所爲アル者ニ対シテハ退舎ヲ命スルコトアルヘシ

第四十三條 寮舎ニ関スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第九章 服制
第四十四條 生徒ハ本校制定ノ帽及服ヲ着用スヘシ

第四十五條 制服ニ関スル細則ハ別ニ之ヲ定ム
附則本則ハ昭和五年四月一日ヨリ施行ス

岩手 石桜会会則 (大正十五年七月制定)

(一) 名稱、組織

一、本会ハ岩手中学校石桜会ト稱シ本校生徒及職員ヲ以テ組織ス

(二) 目的

二、本会ハ本校教育ノ趣旨ト相俟チテ生徒ノ修養並ニ親和ノ方法ヲ講シ以テ善美ナル校風ヲ発揚セムコトヲ期ス

(三) 會員、客員、贊助員

三、本校生徒ヲ生徒會會員職員ヲ職員會會員ト名ツク職員ヲリシ者及卒業生ハ之ヲ客員トシ本会ノ事業ヲ贊助シタル者ヲ特ニ推シテ贊助員トス
四、會員ハ本会ヲ維持シ其事業ニ当リ客員及贊助員ハ之ヲ贊助ス

(四) 編成

五、本会ニ左ノ三部ヲ設ク

甲、総務部

本部ニ於テハ左ノ件ヲ掌ル
1、本会ノ総務會會員歡迎会送別会其他ニ関スル件
2、本会ノ会計
3、旅行、見学、演習、射撃ニ関スル件
4、各自自習用図書及器具作文用紙、試験答案用紙等ノ用意保管分配ニ関スル件

乙、学芸部

本部ニ於テハ左ノ件ヲ掌ル
1、會誌編集印刷ニ関スル件
2、修養會ニ関スル件
3、正語會ニ関スル件
4、英語會ニ関スル件
5、科学會ニ関スル件
6、繪画會ニ関スル件
7、音楽會ニ関スル件
8、園芸會ニ関スル件
9、成績品展覽會ニ関スル件
10、射撃ニ関スル件
11、スキースケートニ関スル件

丙、体育部

本部ニ於テハ左ノ件ヲ掌ル
1、剣道ニ関スル件
2、柔道ニ関スル件
3、弓道ニ関スル件
4、相撲道ニ関スル件
5、競技ニ関スル件
6、庭球ニ関スル件
7、水泳ニ関スル件
8、創立記念大運動會ニ関スル件
9、自強術ニ関スル件
10、射撃ニ関スル件
11、スキースケートニ関スル件

丁、役員

七、本会ニ左ノ役員ヲ置ク
會長 一名
副會長 一名
部長 三名
會計 一名

庶務 一名

幹事 若干名
委員 若干名
各部幹事ノ名稱及員数左ノ如シ
總務部幹事 一名
植樹幹事 一名
會誌幹事 三名
修養會幹事 一名
正語會幹事 一名
英語會幹事 一名
科学會幹事 一名
繪画會幹事 一名
音楽會幹事 一名
園芸幹事 一名
剣道幹事 一名
柔道幹事 一名
弓道幹事 一名
相撲幹事 一名
競技幹事 一名
庭球幹事 一名
水泳幹事 一名
遠足登山幹事 一名
自強術幹事 一名
スキースケート幹事 一名

九、會長ニハ

九、會長ニハ学校長ヲ副會長ニハ首席教諭ヲ推シ部長幹事會計及庶務ハ職員中ヨリ會長之ヲ委嘱シ委員ハ生徒互選ニ基キ會長ノ任命トス
十、會長ハ會務總裁會議ノ議長副會長長補佐會長代理部長ハ部務總括幹事ハ部長補佐委員指導等、會計及庶務ハ金銭ノ出納物品ノ購入修理等委員ハ部務ノ計画実施斡旋等ニ當ルモノトス
十一、委員ハ一年制トシ学年末ノ交替トス

(六) 審議會

十二、本会ニ重要ナル議案アレハ會長ハ役員中ヨリ審議會ヲ組織シ之ヲ諮問スルコトアルヘシ、議員ハ三部部長及其議案ニ密接關係アル幹事並ニ委員若干名ヲ以テス、但役員以外ノ者ニ其必要ヲ認ムルトキハ列席セシムルコトアルヘシ

(七) 資金

十三、本会ハ左ノ收入ヲ以テ資金トシ各部事業ニ充ツルモノトス
一、職員會會員ノ會費金
二、職員會會員ノ寄附金
三、其他ノ收入等
十四、會費寄附金
十五、生徒會費ハ左ノ如シ
一、入會費 二円
入會費ノ用途ハ新事業費ニ限り特別積立金トス
二、會費 年額十一円
学年始ニ於テ授業料ト共ニ納入ス但学期毎ニ又八月毎二分納スルヲ得
三、卒業記念費 三円
卒業記念會費ノ用途ハ謝恩基金費ニ限り特別積立金トス
十六、職員寄附金ハ左ノ如シ
一、就任記念寄附金 俸給月額ノ二分ノ一
二、毎月寄附金 俸給年額ノ二分ノ一トシ毎月分納
職員寄附金ノ用途ハ客員部費並ニ遠征声援費ニ限り特別積立金トス
十七、會員ハ會員又ハ會員外ノ者ニ対シテ本会維持ノ目的ヲ以テ安リニ寄附ヲ求ムルコトヲ得サルモノトス
十八、本会ニ対スル金品寄附ノ申出アリタルトキハ其受否ニツキ必ス會長ノ決裁ヲ經ルモノトス
十九、會費ハ之ヲ以テ各部費用ノ外會員共同費ノ一部又ハ全部ニ當ツルモノトス
二十、會計
二十一、本会ノ會計年度ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十日ニ終ルモノトス
二十二、本会ノ經費ヲ算ハ毎学年始ニ部長幹事及委員ニ於テ之ヲ編成シ會長ノ裁定ヲ俟ツモノトス
二十三、本会ノ支払部長ノ支払請求ニヨリ會長ノ承認ヲ經テ會計之ヲ行フ
二十四、各部ノ決算並ニ會務報告ノ作製ハ總務部長之ヲナシ翌年度始ニ會長ニ提出スルモノトス
二十五、本会各部ノ状況、經費ノ予算及決算ハ會誌ヲ以テ會員ニ報告スルモノトス

資料

学年別生徒父兄職業状況

職業別	学年					計
	一 年 生	二 年 生	三 年 生	四 年 生	五 年 生	
農 業	二五	二五	二四	二三	二三	一〇〇
水 産 業	二	一	一	一	一	五
鉱 業						
工 業	四	二	二	三	五	一七
商 業	二〇	一四	三三	三三	三三	一三三
交 通 業	二	五	六			三三
公務自由業	元	四	二	五	四	一九
其他ノ有職業	二〇	七	六	二	一	二六
計	九二	一〇三	一〇一	九七	九四	四七七

このページの諸表は、昭和五年の父兄と生徒の状況に関する統計資料である。最初の「学年別生徒父兄職業状況」を大まかにまとめると、当時の父兄の四割は公務自由業についており、商業が三割、農業が二割、その他一割という割合である。つぎの「学年別生徒年齢状況」によると、同じ学年でも三歳ないし五歳の年齢差があり、中学進学が容易でなかったことを感じさせる。また、「郡市別生徒状況」を見ると、やはり東北本線沿いの地域の出身者が多数を占めているほか、他府県からの入学者もかなりあったことが分る。「学年別生徒学費概算」は、父兄への参考資料として、学校が試算したものと思われる。なお、点（・）の単位は円である。

学年別生徒年齢状況

年齢	学年					計	平均身長	平均体重	平均胸囲
	第一学年	第二学年	第三学年	第四学年	第五学年				
十三才	四	四				八	一、四一	三五、五	六六、五
十四才	二六	四三				六九	一、四四	三四、六	六六、五
十五才	二四	三五				七〇	一、四八	四三、六	七五、七
十六才	一	一〇	二〇			三二	一、五二	四八、三	八〇、〇
十七才		四	二六	三五		六五	一、五七	五三、四	七九、六
十八才		一	六	二六	三三	六六	一、六〇	五七、七	七五、〇
十九才				九	二五	三四	一、六三	五四、八	七九、九
二十才				一	一	二	一、六六	五四、三	七九、三
二十一才				一	一	二	一、六八	五四、六	八七、〇
合 計	九二	一〇三	一〇一	九七	九四	四七七			

郡市別生徒状況 (昭和五年六月現在)

郡市別	学年					計
	第一学年	第二学年	第三学年	第四学年	第五学年	
盛岡市	三三	三七	二四	一九	二七	二九
岩手郡	二〇	一八	三三	一八	三	七二
紫波郡	八	九	二二	五	九	四
稗貫郡	六	二	二〇	二	五	三四
和賀郡	四	二	二	五	八	二三
江刺郡	一	一	五	一	二	一〇
胆沢郡	二	〇	四	二	一	九
西磐井郡	一	二	〇	一	一	五
東磐井郡	二	一	二	三	一	九
上閉伊郡	四	三	四	一	四	一六
下閉伊郡	五	三	六	五	一	二〇
気仙郡	〇	一	〇	一	二	四
二戸郡	三	二	五	九	三	二二
九戸郡	六	四	一	六	三	二〇
他府県	二七	一七	三三	一〇	一四	七七
合 計	九二	一〇四	一〇一	九七	九四	四七七

学年別生徒学費概算

種別	学年					合計
	第一学年	第二学年	第三学年	第四学年	第五学年	
教科用書	三、五〇〇	一四、五〇〇	一六、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	五九、〇〇〇
参考書	七、五〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	一五、五〇〇
文房具類	五、〇〇〇	二、七〇〇	五、一〇〇	三、七〇〇	六、七〇〇	三三、二〇〇
武道用具	二、〇〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一〇、〇〇〇
制服	三、三〇〇	二、一〇〇	二、〇〇〇	三、六〇〇	六、一〇〇	一七、一〇〇
外套、靴	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	一〇、〇〇〇
制帽、其他	三、七〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	三、七〇〇
授業料	四、五〇〇	四、五〇〇	四、五〇〇	四、五〇〇	四、五〇〇	二二、七五〇
石桜会費	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	一〇、〇〇〇
旅行積立金	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	一〇、〇〇〇
合 計	三、五、一〇〇	一〇、四、八〇〇	一三、九、九〇〇	一四、〇、〇〇〇	一七、七、〇〇〇	五四、二、八〇〇